

秋田県八峰町及び能代市沖 公募占用計画の概要



合同会社
八峰能代沖
洋上風力
GK Happonoshiro Offshore Wind

Contents

- 1 事業概要
- 2 地域振興策・漁業共生策の検討・実施状況
- 3 漁業影響調査検討・実施状況
- 4 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

1 事業概要

本プロジェクトの取り組み方針



■ 地域の皆様との連携

地元関係者、漁業関係者の皆様との丁寧な対話により信頼関係を構築し、また施工計画や運転計画を前広に御説明し御理解を得たうえで、事業を遂行します。

■ 地域振興策・漁業共生策の実行

これまでの丁寧な対話で得られた地域のニーズをもとに、的確かつ地域受容性の高い地域振興策・漁業共生策を策定し、法定協議会をはじめとする地元関係者の皆様と連携させて頂きながら、各取組を確実に進めます。

■ 早期運転開始の実現

2017年より実施してきた本海域での調査・協議・調整で得た情報や、SPC構成員及び各協力企業の知見・経験に基づき、確実性の高い事業計画を策定し、計画通りの運転開始を実現します。

■ 電力安定供給の実現

信頼できる部品サプライヤーの複数確保、国内・アジア近郊での予備品保管、主要部品の国内製造推進、当SPC主体での洋上風力人材の育成を通じて、故障等による運転停止期間の短縮とハード・ソフトの洋上風力サプライチェーンの形成を図ることで、電力安定供給を実現します。

事業概要

計画概要

事業者名

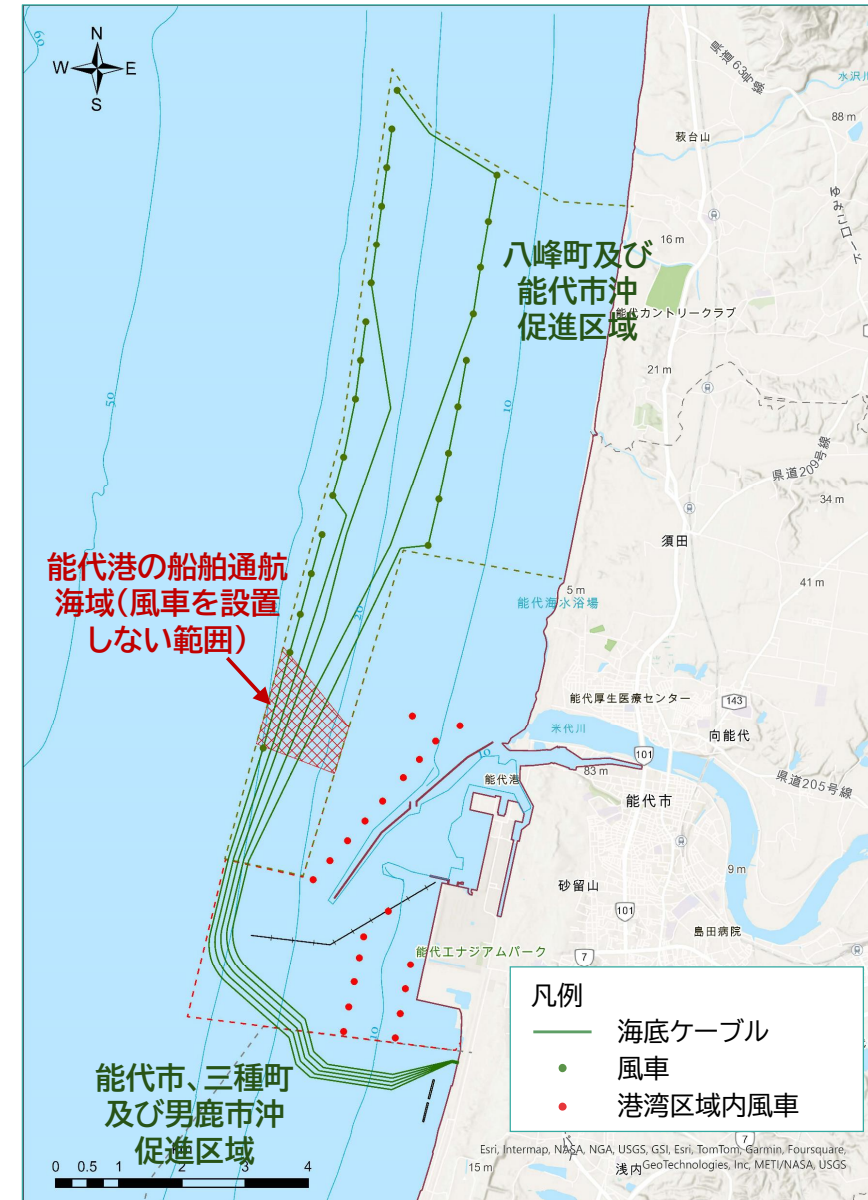
合同会社八峰能代沖洋上風力

構成員

- ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
- イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン株式会社
- 東北電力株式会社

事業概要

- 発電所所在地：
秋田県八峰町及び能代市沖
- 発電設備出力：
375MW(15MW/基×25基)
- 風車機種：
Vestas V236
- 運転開始予定時期：
2029年6月



当SPCのご紹介

■ SPC(特別目的会社)について



- ・ 事業者名: 合同会社八峰能代沖洋上風力
- ・ 2020年に設立済みであり、本社が能代市内に所在

■ 構成員各社の紹介



ENEOS リニューアブル・エナジー

- ・ 代表企業として事業の全体統括(対地元窓口含む)を担当
- ・ 2017年以來の先行開発で得た知見、地域関係者との関係に基づき事業全体を推進



- ・ 設計・施工、運転、安全・品質、リスクの管理を担当
- ・ 欧州の先行ノウハウと日本国内の自然・社会条件のすり合わせ・適合を推進



- ・ 環境アセスメント、陸上電気設備の設計・施工、子会社を通じた運転管理を担当
- ・ 地域に根差す電力会社としての経験・ノウハウで地元での事業実施を推進

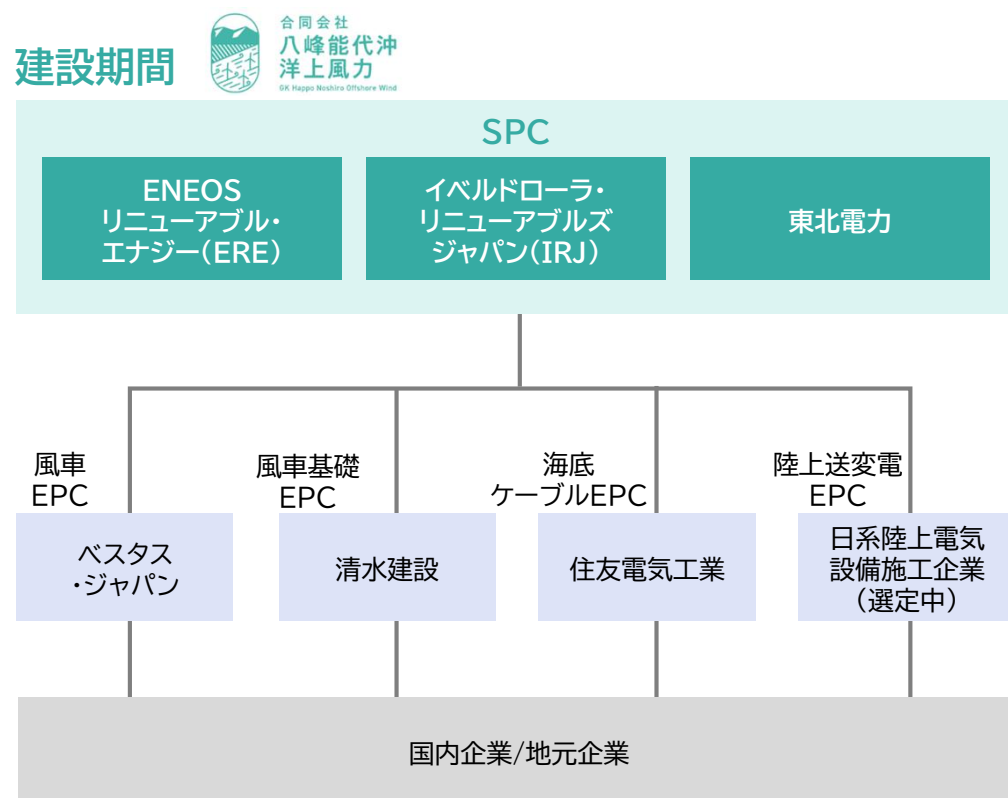
EREによる全体統括のもと、イベルドロウが持つ洋上風力発電特有の技術・ノウハウ、
東北電力が持つ地域への理解を連携

→地域との対話・調整を踏まえた円滑な事業実施を実現

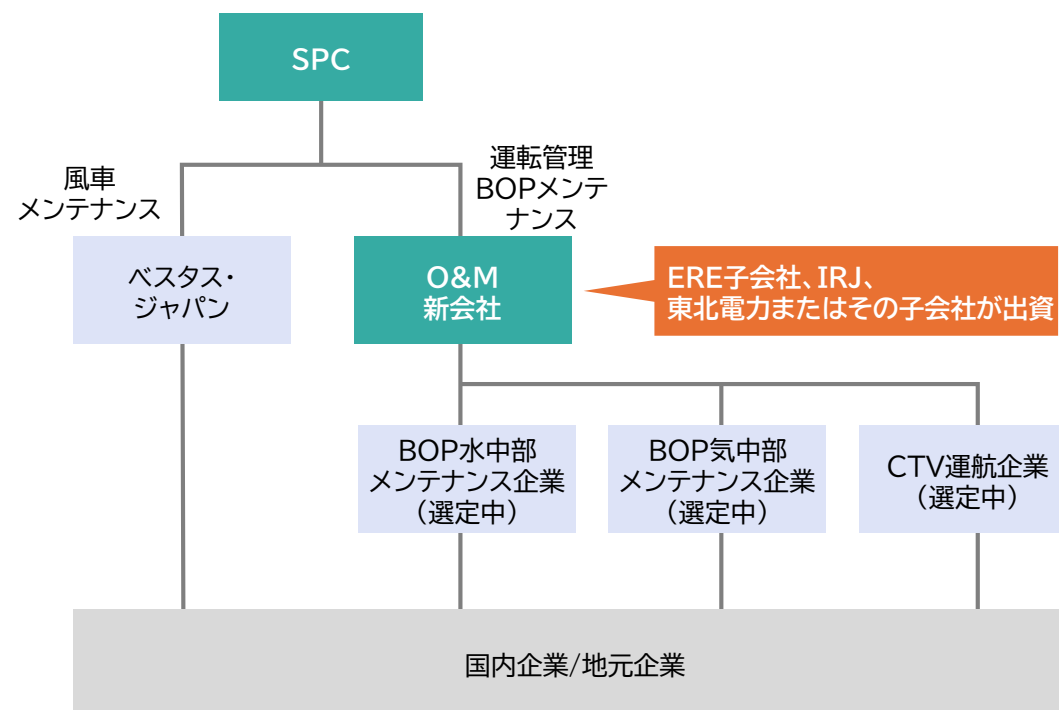
事業概要

工事・メンテナンス概要

- 建設期間における主な施工業務は経験豊富な日系企業を中心に一次請として起用します。
- 運転期間における風車メンテナンスはベスタス・ジャパンが担います。その他のメンテナンス業務は新たに設立するO&M(オペレーション&マネジメント=発電所の運転・管理)新会社が担います。
- 国内・地元企業の積極的な起用に向けたマッチングを実施中です。(詳細後述)



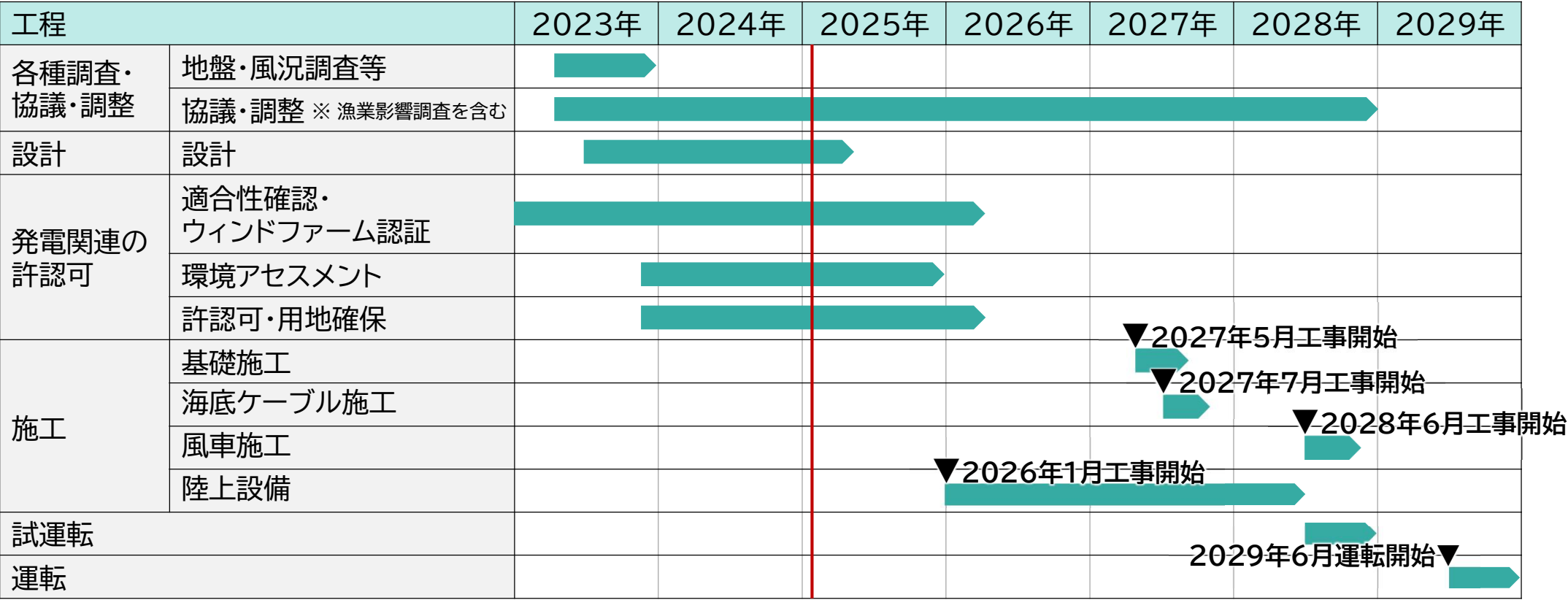
運転期間



※ BOP (Balance of Plant): 風車以外に発電所を構成する設備
陸上変電所、海底ケーブル、風車基礎を指す

事業概要

主要スケジュール



■主な利用港湾	建設時	基礎施工	秋田港・船川港(公共岸壁)	運開後	O&M	能代港(大森地区、他地区)
		風車施工	室蘭港		風車施工	同上

※ 上記スケジュールは現時点の計画であり、関係者との調整・協議を踏まえ見直しを行う可能性があります。

2 地域振興策・漁業共生策の検討・実施状況

地域振興策・漁業共生策

地域振興策・漁業共生策の取組方針

- 2017年から先行調整をはじめており、本協議会に至るまで地域との対話・信頼関係の構築に努めてきました。
- 当SPCでは地域や漁業との共存共栄の理念のもと、事業者が想定した以下図に示す6つの施策群を軸に、今後も漁業、行政、地元企業等関係者と対話を重ね、中長期的な地域・漁業の発展・振興を地域の皆様とともに実現します。



地域振興策・漁業共生策の内容

- 持続可能な地域の実現に向けて公募にて以下の6つの施策群を提案しました。
- 基金の配分に関する協議が整い次第、漁業関係者をはじめ、関連自治体他ステークホルダーの皆様と協議を行い、施策の詳細検討及び実行を進めていきます。
- 本事業の基金を原資とする施策は、今後の協議会にて詳細を報告します。
- また、基金に依らない施策についてはその一部を先行して準備・実施しています。(実施済み施策は次頁以降で詳細ご説明)

<6つの施策群>

一部施策を実施済み	漁業共生	漁業関係者のニーズを踏まえて作成した短期・中期・長期それぞれのスパンでの効果を見込んだ施策を展開し、持続可能な漁業の実現を目指します。
	地域への環境教育、研究活動支援	一般地元住民、小学生～高校生、大学生等と、世代に合わせて適切な教育カリキュラムを提供することで、秋田県全体の環境リテラシーの更なる向上と県外からの人材流入を促進し、脱炭素人材の中長期的な確保を実現します。
	洋上風力関連産業の集積拠点化	建設・O&Mに関する地元企業の参入促進と県外企業の拠点誘致を通じて、秋田県を国内洋上風力発電事業をけん引するような洋上風力関連産業の集積拠点にすることを目指します。
	就業・起業・チャレンジ環境整備	起業発展サイクルに合わせて起業家育成、資金調達、人材供給に関するプログラムを作成し、起業を目指す若者に提供することで、若者が活躍できるまちを実現します。
	再生エネの地産地消、地域のレジリエンス強化	県内で再生可能エネルギーを「つくる」「ためる・調整する」「使う」取組を、地元企業を巻き込みながら実施することにより、電力地産地消による地元企業の競争力強化、地域のレジリエンス強化(災害時電源供給)を実現します。
	洋上風力発電事業の観光活用	洋上風力発電事業視察プログラムを核として、SDGs研修、グリーンツーリズム・教育旅行、観光インフラの整備に取り組みます。これにより地域の自然資源との一体となった観光コンテンツとして県外からの誘客・交流人口の増加と共に県内住民のシビックプライドを醸成します。

3 漁業影響調査検討・実施状況

漁業影響調査の概要

- ・ 漁業影響調査では、発電施設の建設と稼働に伴い、特に負の影響が懸念される場合の影響の緩和・軽減策を検討するために、漁業への影響の有無や程度を調査し、評価します
- ・ 調査計画は、「漁業影響調査検討委員会」での協議等により決定します

漁業影響調査検討委員会の構成員・オブザーバー

構成員(海面漁協)

- 秋田県漁業協同組合
能代地区、八森地区、岩館地区
- 八峰町峰浜漁業協同組合

構成員(その他)

- 【行政】
 - 秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課
 - 秋田県農林水産部水産漁港課
 - 秋田県水産振興センター
- 【有識者】
 - 公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所
 - 長崎大学海洋未来イノベーション機構
環東シナ海環境資源研究センター
- 【事業者】
 - 合同会社八峰能代沖洋上風力

構成員(内水面漁協等)

- 秋田県内水面漁業協同組合連合会
- 米代川水系サクラマス協議会
- 秋田県鮭鱒増殖協会

オブザーバー

- 【行政】
 - 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室
 - 国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター
 - 農林水産省水産庁資源管理部管理調整課
 - 八峰町商工観光課、農林水産課
 - 能代市環境産業部エネルギー産業政策課、農林水産部農業振興課

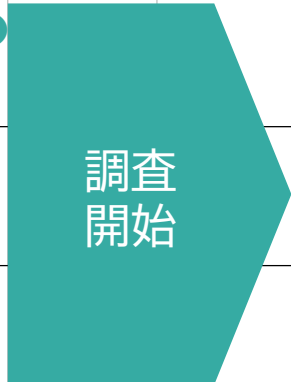
漁業影響調査検討・実施状況

漁業影響調査検討・実施状況の詳細

- ・ 漁業影響調査の開始時期は、漁業関係者、秋田県との協議により、海上工事着工の2年前とし、2025年5月開始予定です
- ・ 複数回の「漁業影響調査検討委員会」開催と、関係者の皆様等との個別協議を並行して行い、今年度中に計画について同検討委員会よりご承認いただくことを目指しています

検討委員会	内容
第1回(①)9/18開催済み	・漁業影響調査の目的、スケジュール・進め方、検討委員会の関係者の確認等
第2回(②)	・漁業影響調査計画(案)の説明・審議 ・漁業影響調査の結果、データの扱い(公表範囲、方法等)の検討
第3回(③)	・第2回検討委員会等をふまえた漁業影響調査計画の説明・審査・承認

年度	2024									2025		
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
検討委員会			▼ 検討委員会①					▼ 検討委員会②	▼ 検討委員会③			
個別協議			漁業者への相談・ヒアリング	有識者への意見聴取	有識者への意見聴取	漁業者への相談・ヒアリング	有識者への意見聴取	有識者への意見聴取	調査手法、計画承認			
事業者			調査計画案の作成	調査計画案の再検討								



4 協議会意見とりまとめにおける留意 事項への対応方針

協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

協議会意見とりまとめ

- 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- 特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行など漁業の操業等について適切に調整すること。
- 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

留意事項への対応方針・状況

関係者への説明・協議

- 事前の調査、建設工事にあたっては、十分な時間的余裕をもって漁業関係者・船舶運航事業者・地元関係者へ丁寧な説明・協議を行います。
- 地元住民に対して、作業内容・進捗や環境影響等について、定期的かつ丁寧に周知・説明を行います。
- 基礎モノパイル打設の開始前には、作業時間や作業内容について沿岸の地元関係者へ丁寧に周知を行います。

設計上の配慮

- 風車タワー・基礎は、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」に準拠し、全風車位置の地盤調査結果等のより精緻な設計条件を基に詳細設計を実施中であり、構造の妥当性を担保します。

既存海洋構造物からの適切な離隔の確保

- 風車は既存海洋構造物から適切な離隔を確保して配置しています。

協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

発電事業の実施に当たっての留意点

協議会意見とりまとめ

- 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

留意事項への対応方針・状況

メンテナンス実施における事前説明

- 運転開始の6ヶ月前、定期点検・大規模修繕の実施前に港湾利用や工事内容、スケジュール等について地元関係者に対して説明し、事前に合意を得た上で各種作業に着手します。

航行安全上の対応方針

- 2026年に実施予定の航行安全委員会において、事業海域周辺の船舶の運航ルールについて最終化していく見通しです。
- 洋上風力発電設備周辺における船舶の航行に係る留意事項については、関係省庁や海域利用者様に上記航行安全委員会へ参加していただくことや、その後に説明・協議を行います。

協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

環境配慮事項について

協議会意見とりまとめ

- 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査(騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等)を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

留意事項への対応方針・状況

環境影響評価手続き状況

- 環境影響評価について、2024年8月8日に環境影響評価準備書の届出を行い、9月13日まで縦覧を行いました。縦覧期間中の8月に能代市及び八峰町において住民説明会を開催し、住民の皆様へ環境影響評価の結果について説明を行いました。
- 今後、準備書に対する経済産業大臣勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を検討し評価書に反映します。
- 準備書において騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観を含む項目を環境影響評価項目に選定し、適切に調査、予測を行い、結果を踏まえ、環境保全措置を講ずる計画としており、実行可能な範囲で環境影響を回避・低減します。
- 準備書において工事中及び供用後の事後調査計画を示しています。事後調査の結果、本事業の実施による重大な環境影響が確認された場合には、専門家等の指導・助言を得た上で追加的な環境保全措置の検討を行います。